

浄化槽の保守点検

家庭での浄化槽の使い方と維持管理の方法を紹介します



浄化槽と
上手に
つきあってね!

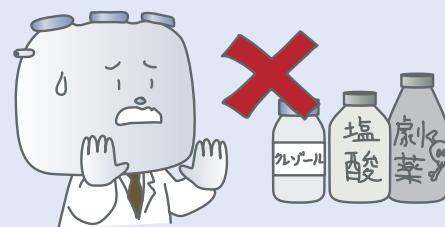


浄化槽の正しい使い方について 説明します

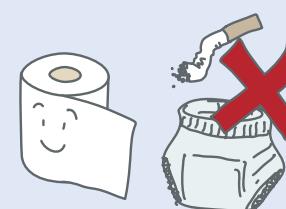
- 1.トイレの洗浄水は十分な量を流す。



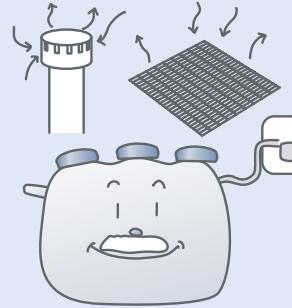
- 2.便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



- 3.トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。



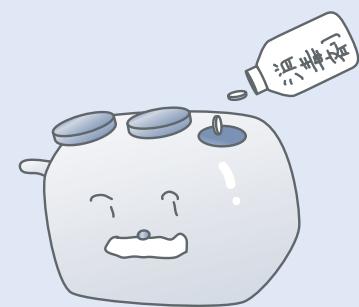
- 4.浄化槽の電源は切らない。
また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。



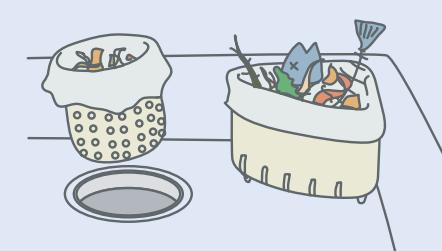
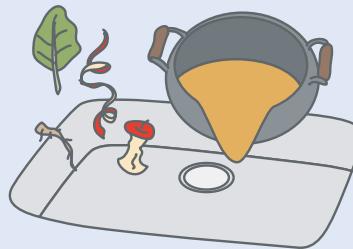
- 5.マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。



- 6.消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする。



- 7.台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない。



- 油は紙にしみこませて捨てるか、再利用する。



維持管理で必要なポイントを紹介



浄化槽の保守点検と清掃について 説明します

保守点検を受けましょう!

「保守点検」では浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充等を行います。「保守点検」は4ヵ月に1回以上実施します。(処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。)「保守点検」は、浄化槽管理士又は浄化槽管理士のいる専門の登録業者に委託することができます。



清掃を行いましょう!

浄化槽には、少しづつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。これをそのままにしておくと、臭いや水質悪化の原因になります。「清掃」では、バキューム車での汚泥の引き抜きを、年に1回以上行わなければなりません。清掃は、「市町村の許可業者」に委託することができます。

浄化槽の維持管理に必要なこと

保守点検

4ヵ月に1回以上実施
(処理方式や処理対象人員によって
回数は異なります)

清掃

年に1回以上

法定検査

設置後等の水質検査(使用開始後3~8ヵ月以内)
定期検査(毎年1回実施)

法定検査を受けましょう!

浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。法定検査には、使用開始後3~8ヵ月以内に行う「設置後等の水質検査」と毎年1回行う「定期検査」とがあります。